

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(ベトナム産赤とうがらしのプロピコナゾール及びえびのスルファジアジン)

標記については、平成 31 年 3 月 29 日付け薬生食輸発 0329 第 1 号 (最終改正 : 令和元年 12 月 2 日付け薬生食輸発 1202 第 2 号) に基づき実施しているところである。

今般、輸入時のモニタリング検査においてベトナム産赤とうがらしからプロピコナゾールを検出したため検査命令を行うこととしたこと、また、えびのスルファジアジンについて、食品衛生法第 23 条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添 1 を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

なお、ベトナム産赤とうがらしのプロピコナゾールについては、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、行政検査にて対応することとするので、対応方よろしく願います。また、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとする。

1. ベトナムの項中、

| 製品検査の対象食品等 | 条件 | 検査の項目 | 試験品採取の方法 | 検査の方法 | 検査を受けることを命ずる具体的理由 |
|-----------------------------|----|----------|-----------------|---|---|
| 赤とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。) | | プロピコナゾール | 別表 1 の 3 によること。 | 平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 | 基準値 (0.01ppm) を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。 |

を追加し、

2. ベトナムのえびの項中、

| 製品検査の対象食品等 | 条件 | 検査の項目 | 試験品採取の方法 | 検査の方法 | 検査を受けることを命ずる具体的理由 |
|--------------------------|----|------------------------------|-------------|---|--|
| えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。) | | エンロフロキサシン <u>スルファジアジン</u> | 別表1の4によること。 | 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 | エンロフロキサシン及び <u>スルファジアジン</u> が残留しているおそれがあるため。 |

を

| 製品検査の対象食品等 | 条件 | 検査の項目 | 試験品採取の方法 | 検査の方法 | 検査を受けることを命ずる具体的理由 |
|--------------------------|----|-----------|-------------|---|---------------------------|
| えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。) | | エンロフロキサシン | 別表1の4によること。 | 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 | エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。 |

に改める。